

■令和8年度委託料

居室借上料:5,500円/1泊/1室

食費:770円/1食/1名(1名1日あたり上限3食まで)

※消費税込

■Q&A・事例紹介

Q1.委託料の支払いは？

A1.利用日数に応じて請求書にて月締めでご請求頂き、奄美市会計規則に準拠して支払いとなります。

Q2.自立支援はどのようにおこなうのですか？

A2.福祉政策課つながる相談室をはじめとした行政職員が行います。事業者の皆様には必要に応じて利用者に状況の説明等情報共有を行います。

Q3.利用者がトラブル等を起こさないか心配ですが？

A3. 事業の性質上様々な利用者がいらっしゃいますが、事業開始以来大きなトラブルは確認されていません。

本事業については、利用希望者に対し、福祉政策課職員より別紙内容にて宿泊施設での禁止行為等について事前に十分に説明を行ったうえで誓約書に署名をいただいて実施しております。事業の利用期間中は、支援機関から支援者について頻回の支援を実施する等、十分な支援対策を講じた上で対応を行ってまいりますのでご安心いただければと思います。

Q4. 食事の提供を行っていない事業者ですが実施可能ですか？

A4. 実施可能です。食事の提供を行っていない宿泊施設での利用者の食事については、市内の配食事業者を利用して対応を行います。また、宿泊施設が指定あるいは提携している配食事業者による対応や食料品店における購入提供などの方法もございますのでご相談ください。

○事例紹介

・対象者:40代 男性

・状況:社宅付の職場で就労していたが、体調不良により解雇され、社宅を追い出された。収入もなく頼れる親族もいないため、数日間ホームレス状態の後市役所に相談に訪れた。

・決定経緯:生活保護の申請を行ったが、保護受給決定までの衣食住の確保が困難であると判断し、一時生活支援事業の利用を決定した。

・経過:生活困窮からくるものと思われる心理状態の不安定さがあり、自身の状況を整理できずにいたが、衣食住の環境が安定したことにより精神状態が安定し居住先の確保・就労へと繋がった。